

27清監第86号  
平成28年3月3日

東京二十三区清掃一部事務組合  
管 理 者 様

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 本間 敏 明  
監査委員 成 澤 廣 修  
監査委員 安 西 俊 一

平成27年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、高橋邦夫監査委員は平成27年6月25日まで関与し、本間敏明監査委員は6月26日から関与しました。また、山口ひろひさ監査委員は平成27年6月22日まで関与し、秋家聡明監査委員は平成27年6月23日から11月29日まで、安西俊一監査委員は11月30日から関与しました。

## 記

### 第1 定期監査

#### 1 監査実施期間

平成27年5月19日から平成28年2月18日まで実施した。

#### 2 監査対象（全部局）

総務部、清掃事業国際協力室、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

#### 3 監査の範囲と観点

##### （1） 監査の範囲

平成26年4月1日から監査実施当日分まで \* ただし、契約関係は平成26年度分の事務処理について監査した。

##### （2） 監査の観点

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する

- る事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。
- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。
  - ③ 前年度の監査で指導・注意した事項が改善されているか。

また、平成27年度定期監査実施計画に定めた重点監査項目、「緊急時の対応に使用する備品等は適切に管理されているか。」についても該当品目の保管状況について監査を行った。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、以下のような指導・注意を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

#### 5 意見

- (1) 週休日を振り替えた勤務日に全日の職免を取得していた事例が見られた。週休日の振替は、特に勤務することを命ずる必要がある場合に週休日を別の日と振り替えるものであるが、この事例では職務専念義務を免除する事由を週休日振替等命令簿に記載しており、週休日の振替の規定の主旨と矛盾している。

週休日の振替等を命令するに際し、管理職員は勤務内容について十分確認した上で決定されたい。

- (2) 出勤簿に「出張」の表示がなされているのに旅行命令簿が作成されず旅費が支給されていない事例や「清掃技術会管試部会」を旅行用務として旅行命令を出して旅費を支給している例があった。

旅行命令簿は出張前に作成すべきで、通常の実務執行をしていれば出勤簿の表示のみという事態は生じない。また、「清掃技術会管試部会」は総務部職員課で認めている研修等には該当しておらず、旅行用務として適当ではない。

管理職員は事前の旅行命令簿作成を徹底するとともに、命令簿の記載内容を確認するよう徹底されたい。

- (3) 週休日を次週に振り替えて勤務し25/100の超過勤務手当の支給対象となったにもかかわらず超過勤務等命令簿に記載がなく支給されていない事例や超過勤務の時間数を誤記入したため過支給となった事例があった。

前者の事例では、週休日を振り替えたことにより一週間の正規の勤務時間を超えて割り振られることとなり、超えた部分の週休日の勤務時間に対し25/100の超過勤務手当を支給すること等が「東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例」第20条第3項に定められているが、当該日の超過勤務命令を記載しなかったために支給されていなかった。

後者の事例では、超過勤務命令時間数を誤って計算したために実際より多い金額が支給されていた。

管理職員は超過勤務命令の都度、命令簿に記載し、超過勤務時間数の計算を厳格に行われたい。

- (4) 契約行為における実施原議は「東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例」第7条第6項口の規定により契約確定日までの時限秘とすべき文書であるが、秘密指定の欄が「無」になっていたり理由欄の根拠条文が記載されていない或いは時限秘の記入欄に「契約確定の日」等の記載がないものがあつた。

契約行為に携わる各職員において、作成している文書の内容を把握した上で各文書の内容に応じた適切な記述を行うよう、管理職員においては指導を徹底されたい。

- (5) 契約行為において契約の履行を確認するために検査を行うが、検査調書に「合格」の判定が記載されていないものや検査の際の質問回答書に記載されている措置が監査当日時点においてなお履行されていないもの、検査日の記載を誤っているものがあつた。

契約内容の履行の対価として公金を支出するには履行の確認が必須であり、確認行為を文書として作成したものが検査調書である。管理職員は厳正かつ適正な検査が行われるよう検査の意義を所属職員に周知することを徹底されたい。

## 6 まとめ

平成24年1月から清掃一組で全庁的に進められてきた事務処理ミスの再発防止等事務改善に向けた取組みは、チェック体制の強化や独自マニュアルの作成などとして実を結び、各所属において給与・サービスの事務処理を始めとして改善してきていることが確認できた。

しかしながら、上記のような不適切な事務処理や軽微なミスはなお繰り返されており、重大なミスにつながることを防ぐ意味でも、これらのミスをなくするための不断の努力が重要である。管理職員におかれては、決裁文書の中にミスが発生しないよう一層注意を喚起されたい。

重点監査項目である緊急時対応用備品類の保管状況に関しては、各工場の実情に応じたそれぞれの緊急時対応マニュアルに沿って取り組んでいることが確認できた。しかしながら現場により訓練実施に対する意識や保管場所の表示方法等に明らかな取り組み姿勢の違いが見られた。

施設設置者としての最終責任が清掃一組にあることを自覚し、大地震等複合的に緊急事態が生じた際にも工場の現装備で取り得る最善の対策を講じることができるよう、各所属においては、装備の保管状況、操作方法、機能的限界などの情報を最低限把握するとともに、主体的な取組みを数多くの職場で行ってもらいたい。

なお、清掃工場の安定稼働について、世田谷清掃工場では昨年11月から一年間にわたり炉室内のダイオキシン漏洩による操業停止の事態が起きた。長期間の操業停止は、当該区はもとより関係機関に多大な影響を与え、区民生活に支障を来すものである。清掃工場を安全かつ安定的に稼働させることは、清掃一組の基本的な業務であり責務である。清掃工場の稼働にあたっては、万全な対応を期されたい。

## 第2 工事及び委託監査

### 1 監査実施期間

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

平成27年5月19日から平成27年11月13日まで実施した。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

平成27年8月31日から平成28年1月22日まで実施した。

(3) 技術調査委託

平成27年10月20日から平成28年1月22日までとし、11月30日に書類審査及び現地調査を実施した。

### 2 監査対象

総務部、清掃事業国際協力室、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部

### 3 監査の範囲

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

平成26年度に契約したもの又は契約変更したもの

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

① 平成26年度に契約したもの又は契約変更したもの

② 平成26年3月31日以前に契約したもので、平成27年3月31日までに完了したもの、または平成27年4月1日以降に継続しているもの

(3) 技術調査委託

調査対象は杉並清掃工場建替工事

### 4 監査方法

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

対象となる工事及び委託585件中242件(41.4%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査、疑問点などの確認をした。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

対象となる工事及び委託300件中92件(30.7%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査を実施し、一部についてヒアリング及び現場確認を行

った。

### (3) 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で当該事業に係る計画や設計、積算、施工等に関する事項を調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託して実施した。

### (4) 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行の3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「施工管理」を重点項目とし、関係書類の確認及び管理が適切に行われているかについて検証した。

## 5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような指導・注意を要する事項があったので意見を述べる。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な誤りや改善及び検討を要する事項については、監査の過程で関係者に指導を行った。

技術調査委託は、「概ね適切に執行されており、特に指摘する事項はない。」との評価であった。

## 6 意見

- (1) 清掃工場の運転管理等委託では再委託業者を含め、業務担当者の異動が年度途中で見られる。その場合に再提出されるべき業務担当者名簿、資格・教育一覧等の書類が未提出の事例や、提出書類に明らかな誤記がある事例が見られた。また、ファイルに綴じられていない事例があった。異動等により委託業務の資格取得状況が不明となったり、提出書類を紛失する可能性がある。これらの書類は提出後も含めて適正に管理するよう受託者を指導されたい。
- (2) 高所作業を伴う委託業務において、対応する安全対策の記載が無い事例や第三者災害に言及するだけで、実際の業務内容を反映した安全対策が記載されていない事例があった。安全性を確保するために業務内容に即した安全対策を業務計画書等で提出させるよう指導・監督されたい。
- (3) 高所作業工事であるのに仮設足場の計画書がないものや計画の内容が不備なものが見受けられた。「請負者等提出処理基準」には施工計画書の提出が規定されており、その中には、仮設計画も含まれている。適正な工事を履行するためには、施工の安全確保は不可欠な要素であり、現場を管理監督する職員にとっても工事の安全を管理する義務がある。工事監督者は特に高所作業が伴う工事において、仮設計画を適正に作成・提出するよう請負者への指導を徹底されたい。

- (4) 絶縁測定記録や酸欠測定記録の提出がないものや、または不備なものが見受けられた。絶縁測定はその機器等の漏電状況を把握するために必要な測定であり、また酸欠測定は作業環境の酸素濃度を把握するための測定である。どちらも作業の安全を確保するための測定であり、工事監督者は請負者に対し適正に測定等を行い記録作成したものを提出するよう今一度徹底されたい。

### 第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

#### 1 監査実施日

平成27年5月19日から平成28年2月18日まで実施した。

#### 2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

#### 3 監査の範囲及び方法

平成26年4月1日から監査実施当日まで（契約関係は平成26年度分）までの書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

#### 4 監査の結果

適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。